

中小企業の設備投資を支援します！

～新規設備投資の**固定資産税**が

3年間、2分の1に軽減されます～

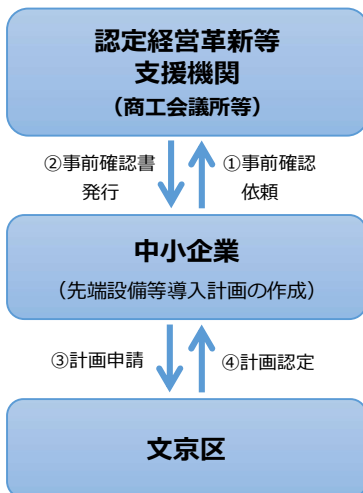
文京区では、中小企業等経営強化法に基づき、「先端設備等導入計画」の認定申請の受付をしております。

「先端設備等導入計画」を作成し、本区の認定を受けた中小企業者が、計画に基づき取得した一定の設備については、固定資産税が3年間、2分の1に軽減されます。また、賃上げ表明を行うことでより有利な減免期間・特例率が適用されます。

設備投資をお考えの中小企業の皆様は、ぜひ支援制度をご利用ください。

「先端設備等導入計画」の申請から認定まで

申請の流れ



先端設備等導入計画の主な要件

主な要件	内容
計画期間	計画認定から3年間～5年間
労働生産性	計画期間において、労働生産性が年平均3%以上向上すること 算定式：(営業利益+人件費+減価償却費) ÷ 労働投入量
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記の設備 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> ○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるもの ○認定経営革新等支援機関において事前に確認を行った計画であること ○文京区の導入促進基本計画に適合するもの

◎申請方法の詳細は以下の文京区 HP ページをご覧ください。

> <http://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyo/chushokigyo/chusho/seisannseikouzyou.html>



中小企業者が受けられる主な支援

- 1 新規設備投資に係る**固定資産税が3年間、2分の1に軽減!**
- 2 信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは**別枠での追加保証**が受けられます! (※保証について、別途審査があります。)
- 3 先端設備等導入支援資金 (文京区中小企業向け資金融資あっせん) を利用できます。(融資限度額 3,000 万円、実質本人負担利率 0%)

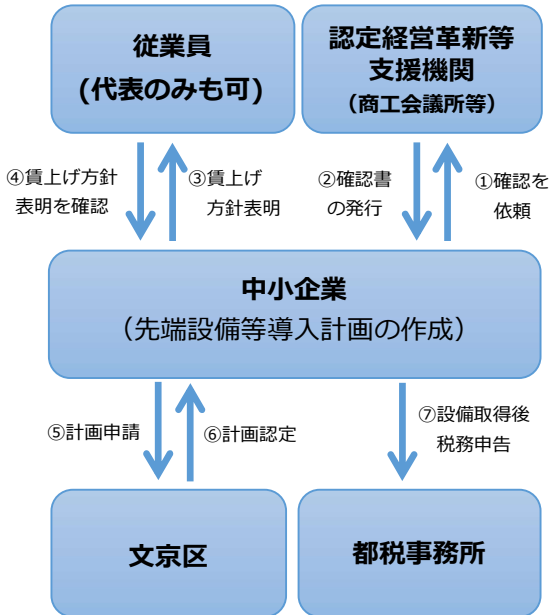
固定資産税の特例について

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業のうち、以下の一定の要件を満たす場合、地方税法において固定資産税の特例を受けることができます。

対象要件

対象者	資本金額 1 億円以下の法人等、従業員 1,000 人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）
対象設備	認定経営革新等の確認を受けた投資利益率 ^{※1} 5%以上の投資計画に記載された下記の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格）】 ①機械装置（160 万円以上） ②測定工具及び検査工具（30 万円以上） ③器具備品（30 万円以上） ④建物附属設備 ^{※2} （60 万円以上） ※1（営業利益+減価償却費）の増加額÷設備投資額 ※2 家屋と一体となって効用を果たすものを除く
その他の要件	○生産、販売活動等の用に直接供されるもの ○中古資産でないこと
特例措置	固定資産税を 3 年間に限り、1/2 に軽減。 さらに、 <u>賃上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明</u> [※] した場合は、以下の期間に限り、固定資産税を 1/3 に軽減。 ・令和 6 年 3 月 31 日までに取得した設備：5 年間 ・令和 7 年 3 月 31 日までに取得した設備：4 年間 ※ 給与等支給額の増加率が 1.5%以上となることが必要

固定資産税特例の利用の流れ



各種お問合せ先・申請窓口

◎ 先端設備等導入計画の申請窓口及び制度に関するお問合せ

➤ 文京区 区民部 経済課 産業振興係 TEL03-5803-1173

🔍 文京区 先端設備

検索

〒112-8555 文京区春日 1-16-21 文京シビックセンターB2F

文京区 HP <http://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyo/chushokigyo/chusho/seisannseikouzyou.html>



◎ 認定経営革新等支援機関の確認書に関すること

➤ 各認定経営革新等支援機関にお問合せください。

中小企業庁 HP <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>



◎ 固定資産税の特例に関すること

➤ 東京都 主税局 文京都税事務所 償却資産班 TEL03-3812-3423

東京都 HP http://www.tax.metro.tokyo.jp/shisan/shokyak_sis.html

